

## 平成30年度 島根県看護学生修学資金 貸与生募集要項

### 1 目 的

【全県対象枠】 この修学資金は、保健師、助産師、看護師または准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する学校または養成所に在学する方及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする方の修学を支援することにより、島根県内における看護職員の確保及び質の向上を図ることを目的としています。

【過疎地域・離島枠】 この修学資金は、看護職員を養成する学校または養成所に在学する方の修学を支援することにより、島根県内の過疎地域・離島への就業を促進し、看護職員の確保及び偏在の是正を図ることを目的としています。

※過疎地域・離島枠については、3ページの2以降をご覧ください。

### 【全 県 対 象 枠】

#### 2 応募資格

下記の（１）から（３）のいずれかに該当し、（ア）及び（イ）のいずれの要件も備えている方とします。

- （１）文部科学大臣または都道府県知事が指定した保健師養成施設、助産師養成施設または看護師養成施設（以下「看護師等学校養成所」という。）に在学する人（通信制を含む。）
- （２）都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する人
- （３）看護師の免許を取得し大学院の修士課程またはこれと同等以上と認められる外国の大学院の修士課程（以下「修士課程」という。）において看護に関する専門知識を習得しようとする人

- （ア）看護師等学校養成所または准看護師養成所を卒業後または修士課程修了後に看護職員として島根県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意思のある人
- （イ）経済的な事情により修学資金の貸与を希望する人

#### 3 募集人数

40名以内（予算の範囲内とします。）

ただし、うち10名は、島根県以外の都道府県（修士課程にあつては外国を含む。）に所在する看護師等学校養成所、准看護師養成所及び大学院の修士課程に在学・在籍する人を優先します。

#### 4 修学資金の貸与額等と交付の方法

##### （１）貸与額

区 分		修学資金の月額
保健師養成施設、助産師養成施設 または看護師養成施設に在学する人 准看護師養成所に在学する人	国公立	32,000円
	民間立	36,000円
	民間立	21,000円
看護師の免許を取得し、修士課程 において看護に関する専門知識を修 得しようとする人	国内	83,000円
	外国	200,000円

(2) 利 息  
無利息

(3) 交付方法  
毎月1回（ただし、2か月分以上あわせて交付する場合があります。）

## 5 貸与期間

修学資金の貸与期間は、貸与が決定した日の属する月から貸与を受けた人が看護師等学校養成所又は准看護師養成所を卒業する日又は修士課程を修了する日の属する月までです。ただし、正規の修業年限を超えることができません。

なお、平成30年度に新たに貸与決定する人の貸与開始時期は平成30年4月とします。

## 6 貸与金の返還免除

- (1) 看護師等学校養成所または准看護師養成所において修学資金の貸与を受けた人が、当該養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに島根県内の医療施設等（指定機関）において引き続き5年間看護職員の業務に従事したときは、貸与した修学資金の全額の返還を免除します。
- (2) 修士課程に係る修学資金の貸与を受けた人が、修士課程を修了した日から1年以内に県内の医療施設等（指定機関）において引き続き5年間看護職員の業務に従事したときは、貸与した修学資金の全額の返還を免除します。

※ 貸与した修学資金の返還が免除される島根県内の医療施設等（指定機関）は以下のとおりです。

**ただし、実際に指定機関に該当するかどうかは、就業時（転職の場合は、転職時）の状況で判断しますので、就業前にご確認ください。**

### 指定機関

以下、①～⑨のいずれかの施設をいいます。

- ①200床未満の島根県内の病院
- ②島根県内の診療所
- ③精神病床が8割以上を占める島根県内の病院
- ④65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する島根県内の病院  
平成29年4月時点では島根県内の病院は全て該当します。
- ⑤島根県内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ⑥島根県内の介護老人保健施設
- ⑦島根県内の介護医療院
- ⑧介護保険法に基づく島根県内の訪問看護事業所
- ⑨児童福祉法に基づく島根県内の障害児入所施設  
→ 重症心身障害児に対する障害児入所支援を行うものに限ります。

〔注意〕

介護保険関係事業所では、上記⑤介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、⑥介護老人保健施設、⑦介護医療院及び⑧訪問看護事業所のみが指定機関に該当します。  
認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、短期入所生活（療養）介護事業所（ショートステイ）、通所介護事業所（デイサービス）などは指定機関ではありませんのでご注意ください。

## 7 返還の猶予

貸与した修学資金は、貸与を受けた人が下記の（１）から（３）のいずれかの事由に該当するときは、その事由が継続する期間、返還を猶予します。

- （１）看護師等学校養成所または准看護師養成所を卒業した後、さらに他種の看護職員にかかる養成施設において修学しているとき
- （２）貸与した修学資金の返還が免除される島根県内の医療施設等（指定機関）において看護職員の業務に従事しているとき
- （３）災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき

## 8 返 還

### （１）返還事由

貸与を受けた人が下記の①から④のいずれかの事由に該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金は返還していただきます。

- ① 退学等により修学資金の貸与の決定が取り消されたとき
- ② 看護師等学校養成所または准看護師養成所において修学資金の貸与を受けた人で、当該養成施設を卒業した日から１年以内に免許を取得しなかったとき
- ③ 看護師等学校養成所または准看護師養成所において修学資金の貸与を受けた人で、免許を取得した後に、他種の看護職員にかかる養成施設への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除き、直ちに貸与した修学資金の返還が免除される島根県内の医療施設等（指定機関）で看護職員の業務に従事しなかったとき
- ④ 修士課程に係る修学資金の貸与を受けた人で、修士課程を修了した日から１年以内に、貸与した修学資金の返還が免除される島根県内の医療施設等（指定機関）において看護職員の業務に従事しなかったとき

### （２）返還の方法

修学資金の返還は、貸与期間に相当する期間内に月賦による均等返還をしていただきます。ただし、繰上返還（一括返還等）をすることもできます。

※全県対象枠については引き続き６ページの９以降をご覧ください。

※過疎地域・離島枠については以下をご覧ください。

## 【過疎地域・離島枠】

### 2 応募資格

下記の（１）または（２）のいずれかに該当し、（ア）から（ウ）のいずれの要件も備えている方とします。

- （１）看護師等学校養成所に在学する人
- （２）都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する人

（ア）看護師等学校養成所または准看護師養成所を卒業後に看護職員として島根県内の過疎地域・離島（※１）の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意思のある人

※１ 過疎地域・離島の範囲

松江市のうち美保関町、出雲市のうち佐田町・多伎町、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

（イ）経済的な事情により修学資金の貸与を希望する人

(ウ) 市町村に対し、県が被貸与者の情報を提供することに同意する人

① 情報提供を行う目的

この修学資金は、島根県内の過疎地域・離島において看護職員不足が深刻であることから、過疎地域・離島の医療に貢献したいという意志を持った学生を支援することで、過疎地域・離島における看護職員確保を行うことを目的としています。

このため、従来の修学資金とは異なり、過疎地域・離島に所在する医療施設等(指定機関)への就業が促進されるよう、市町村が希望する場合、被貸与者の情報を当該市町村に提供することとしています。

② 提供する情報の内容、情報提供する期間

◆市町村に提供する被貸与者の情報とは、看護学生修学資金貸与申請書にご記入いただいたもののうち、以下のものとします。

- ・氏名
  - ・現住所
  - ・帰省先住所(市町村名のみ)
  - ・就業予定の過疎地域・離島の市町村(看護学生修学資金貸与申請書に記入がある場合のみ)
- ◆県が、希望する市町村に情報提供する期間は、被貸与者が看護師等学校養成所または准看護師養成所に在学する間に限ります。

③ 提供する情報の取扱いについて

◆県が提供する情報については、各市町村が過疎地域・離島の医療施設等(指定機関)への就業を促進するために行う取組み以外には使用されません。

※取組みの例

- ・病院紹介のパンフレットの送付
  - ・被貸与者への就職ガイダンス開催案内
  - ・面会及び病院見学の案内
  - ・市町村役場関係者及び病院関係者との面談及び懇親会の開催案内
- なお、上記の各催し等への参加は被貸与者の任意とします。

◆提供する情報は、市町村における就業の促進のための取組みを行う目的をもって、市町村が管理します。他の目的での利用及び市町村(市町村立病院を含む。)以外への提供は行いません。

### 3 募集人数

20名以内(予算の範囲内とします。)

### 4 修学資金の貸与額等と交付の方法

(1) 貸与額

区 分		修学資金の月額
保健師養成施設、助産師養成施設 または看護師養成施設に在学する人	国公立	32,000円
	民間立	36,000円
准看護師養成所に在学する人	民間立	21,000円

(2) 利 息

無利息

(3) 交付方法

毎月1回(ただし、2か月分以上あわせて交付する場合があります。)

### 5 貸与期間

修学資金の貸与期間は、貸与が決定した日の属する月から貸与を受けた人が看護師等学校養成所又は准看護師養成所を卒業する日の属する月までです。

ただし、正規の修業年限を超えることができません。

なお、平成30年度に新たに貸与決定する人の貸与開始時期は平成30年4月とします。

## 6 貸与金の返還免除

看護師等学校養成所または准看護師養成所において修学資金の貸与を受けた人が、当該養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに島根県内の過疎地域・離島の医療施設等(指定機関)において引き続き5年間看護職員の業務に従事したときは、貸与した修学資金の全額の返還を免除します。

※ 貸与した修学資金の返還が免除される島根県内の過疎地域・離島の医療施設等(指定機関)は以下のとおりです。

**ただし、実際に指定機関に該当するかどうかは、就業時(転職の場合は、転職時)の状況で判断しますので、就業前にご確認ください。**

### 指定機関

以下、①～⑨のいずれかの施設をいいます。

- ①200床未満の島根県内の病院
- ②島根県内の診療所
- ③精神病床が8割以上を占める島根県内の病院
- ④65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する島根県内の病院  
平成29年4月時点では島根県内の病院は全て該当します。
- ⑤島根県内の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ⑥島根県内の介護老人保健施設
- ⑦島根県内の介護医療院
- ⑧介護保険法に基づく島根県内の訪問看護事業所
- ⑨児童福祉法に基づく島根県内の障害児入所施設  
→ 重症心身障害児に対する障害児入所支援を行うものに限ります。

### [注意]

介護保険関係事業所では、上記⑤介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、⑥介護老人保健施設、⑦介護医療院及び⑧訪問看護事業所のみが指定機関に該当します。  
認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、短期入所生活(療養)介護事業所(ショートステイ)、通所介護事業所(デイサービス)などは指定機関ではありませんのでご注意ください。

## 7 返還の猶予

貸与した修学資金は、貸与を受けた人が下記の(1)から(3)のいずれかの事由に該当するときは、その事由が継続する期間、返還を猶予します。

- (1) 看護師等学校養成所または准看護師養成所を卒業した後、さらに他種の看護職員にかかる養成施設において修学しているとき
- (2) 貸与した修学資金の返還が免除される島根県内の過疎地域・離島の医療施設等(指定機関)において看護職員の業務に従事しているとき
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき

## 8 返 還

### (1) 返還事由

貸与を受けた人が下記の①から③のいずれかの事由に該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金は返還していただきます。

- ① 退学等により修学資金の貸与の決定が取り消されたとき
- ② 看護師等学校養成所または准看護師養成所において修学資金の貸与を受けた人で、当該養成施設を卒業した日から1年以内に免許を取得しなかったとき

- ③ 看護師等学校養成所または准看護師養成所において修学資金の貸与を受けた人で、免許を取得した後に、他種の看護職員にかかる養成施設への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除き、直ちに貸与した修学資金の返還が免除される島根県内の過疎地域・離島の医療施設等（指定機関）で看護職員の業務に従事しなかったとき

(2) 返還の方法

修学資金の返還は、貸与期間に相当する期間内に月賦による均等返還をしていただきます。ただし、繰上返還（一括返還等）をすることもできます

**※ここからは、全県対象枠及び過疎地域・離島枠についての共通事項です。**

## 9 貸与の申請

修学資金の貸与を受けようとする人は、「看護学生修学資金貸与申請書（様式第1号）」に次の書類を添え、在学する養成施設等の長を経由して知事に申請してください。

(1) 市町村長の発行する所得証明書

- ・平成28年中の所得を証明するもので本人を含む生計を一にする家族全員（無収入の方を含みます。所得なしの証明も必要です。）のもの

※なお、平成28年中の所得証明書は市町村で発行されます。

「生計を一にする」とは

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇にはいつも生活を共にしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱います。

また、親族が同一の家屋で生活している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱います。

(2) 養成施設等の在学証明書

(3) 連帯保証人の印鑑登録証明書

- ・連帯保証人住所地の市町村役場で取得してください。
- ・発行後3ヶ月以内のものを有効とします。

(4) 口座振替申出書

## 10 連帯保証人

父母又は身元確実な成年者1名を連帯保証人として立てていただきます。

連帯保証人には、修学資金の貸与を受けた人と連帯して債務を負担していただきます。

申請書の連帯保証人欄は、連帯保証人の自筆署名と自身の印鑑（印鑑登録証明書と同一）での押印が必要です。

## 11 貸与申請受付期限

平成30年5月31日（木）17：00（当日消印有効）

※在学する養成施設を経由して提出してください。

## 12 被貸与者の決定

県において、家計の状況等を考慮し選考を行い、適格性の高い方から被貸与者を決定し、在学する養成施設等を経由して本人に通知します。

なお、被貸与者とならなかった方に対しても、その旨を通知します。

決定者に対しては、毎月10日（金融機関の休業日である場合は、前営業日）に、決定者から申し出のあった口座へ資金を振り込みます。（初回は、4月分まで遡って振込）

## 13 その他

- (1) 貸与の申請に当たっては、看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の内容を十分に承知した上で申請してください。
- (2) この修学資金は各病院、各種学校及び市町村が貸与する奨学金、修学資金等との併給は制限しません。
- (3) この全県対象枠及び過疎地域・離島枠以外にも次の修学資金の貸与生募集を行っています。

### 【助産師養成施設に在学されている方へ】

助産師養成施設の最終学年に在学されている方は、看護学生修学資金(助産師特別資金)への申請をお勧めします。(この全県対象枠及び過疎地域・離島枠への申請を妨げるものではありません。同時申請及び併給は不可。)

(参考)平成30年度の全県対象枠及び過疎地域・離島枠以外の募集内容

名 称	看護学生修学資金(助産師特別資金)
応募資格	・助産師養成施設の最終学年の方 ・島根県内の医療施設等で所定の期間勤務する意思のある方
貸与額	120万円(在学中1回限り貸与)
募集人数	5名
義務年限	5年間

## 14 提出先・照会先

〒690-0062 松江市魚町10番地

山陰合同銀行 地域振興部 島根県受託事務担当

(TEL:0852-55-1896・1838 FAX:0852-28-0495 E-mail:kenjimu@gogin.co.jp)

## 15 島根県担当課

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課 看護職員確保グループ

TEL:0852-22-5613 FAX:0852-22-6040

### 【貸与生募集に関するホームページ】

島根県看護職情報ネット <http://www.shima-kango.net/>